

平成27年７月1日発行

**ほりいわお通信2**

岩倉市議会議員　堀　巌

　平成27年6月議会が終わり、この間の活動をご報告させていただきます。

**■一般質問**

　一般質問とは、議員が、市の一般事務に対してその執行の状況又は将来の方針、政策的提言や行政への批判等を執行者に直接質すことです。年4回、1回当たり1時間の持ち時間が与えられます。

**１　二元代表制について（執行機関からの独立性の担保）**

この問題は、私の立候補自体に関わる大元であります。つまり、議会が強くならないと、まちは良くならないという確信です。車の両輪である執行機関と議会のアンバランスな力関係では、車は真っ直ぐに進まないことを冒頭に発言し、一般質問を始めました。

1. 予算

　議会費の予算は、全体予算のわずか1.3％、そのうちのほとんどが議員報酬で、政策的経費は微々たるものです。法的には、予算の提案権は市長にしかありません。しかし、議会から予算を伴う条例案を出すときは、執行機関側と十分協議の上、提出することができます。同様に、新年度予算編成についても、他の部署と同じような手法で担当者からの査定を受けるのではなく、対等の立場ということを尊重した上で、然るべき手法で協議するように求めました。

1. 議長の任免権

議会事務局職員の任免権は、議長にあります（地方自治法）。しかし、3月、市長が「総合的判断で自らの責任で決定した」という発言により、議会が何時間も紛糾しました。その顛末として、3月25日付で議会から市長へ「要望書」という形で文書が出されました。

「議会事務局の職員の異動については、事前に、議長と十分に協議すること」

という内容です。6月に入っても、具体的な返答が届いていませんでしたので、今後、要望書どおりに行うことを確認させていただきました。

1. 人事評価の独立性（法律違反を速やかに改めること）

議会事務局職員の人事評価は、議長が行わなけれななりません（地方公務員法）。法律は、二元代表制を担保し、議会事務局においても執行機関と従属関係に陥らないように明示しているのです。しかし、あろうことに、現在、執行機関側の職員が議会を評価しています。行政が法律違反を行うことは、絶対にあってはならないことです。市当局は、市の規模が小さいことや、議長が1年交代で変わることを理由に、議長では正当な評価ができないと答えました。その反論に対し、評価は、半年ごとの実績で行うものであり、議長の任期とは無関係であること、法文上の議長という主語は、代表格を表すものであり、合議制の機関である議会は議員の意見を聞きながら最終的に議長が決定するものであることを説明しました。

また、人事評価と関連する目標管理制度、時間外勤務管理の一部も執行機関側が関与する仕組みとなっており、改正の必要性を訴えました。

２　給食センターの民間委託について

（１）正しいコスト比較を

民間委託関係については、過去、平成14年から事務事業及び民間委託検討委員会を設置し、協議を重ねてきました。調理業務の民間委託については、当時の資料では、直営と同様の配置をすると、民間委託の方が高くなると試算していました。しかし、直近では、同様の配置ではない資料を作成し、民間委託の方が安いと説明しています。正しい比較資料を提示し、説明することを求めました。

（２）市民の大切な財産に対する正しい解釈を

「民間委託した場合、給食センターの貸付けの契約を交わすことになると思うがどうか」という問いに対し、「岩倉市財産の交換、譲渡、無償貸付け等に関する条例第４条の規定により、無償の使用貸借の契約を締結する。」と答えました。しかし当該条例は、物品のことが規定されているだけです。調理室は貸さずに、物品だけを貸すなどありえませんし、調理室の従属する備品は、物品ではなく行政財産が正解です。幾つかの自治体の仕様書を見ましたが、当然ながら、物品だけを貸すという考え方はどこにも見当たりませんでした。

　平成18年に、地方自治法の改正により、行政財産の貸付けが拡大されましたが、岩倉市は、その概念を未だになおざりにしています。名古屋市をはじめとした他の自治体の事例を参考に、適正な契約をする必要があることを訴えました。さらに、行政財産であれば、議会の議決が必要（条例に定まっていないため）ですが、物品扱いにすることで議決を逃れるという側面があることも指摘しました。

■その他の議会における動き

（１）議会運営委員会の委員として、委員会議事録に発言者の氏名を表示することを提案し、承認されました。発言には責任を持つことが必要であるためです。

（２）6月29日に追加議案が提出されました。

その中の萩原多気線の工事の契約について、本会議で質問しました。以前終わっている工事の続きのものですが、前回と今回、すべての業者（5社）が最低落札価格で入札をし、くじの結果、同じ業者が落札者となっていました。くじの当たる確率など、はたからみると、不自然な感じがしてしまいます。最低落札価格の算出の仕方は、どのようになっているか、というような質問、発言をしました。

　本会議における答弁は、3分の2から5分の4の範囲で定めるということでした。

この議案は、委員会に付託され、委員会においても、次の質問をしました。

1. 3分の2から5分の4の範囲で定めるということであるが、二つとも5分の4で計算されている。すべての事業者が最低落札価格で応札するということは、その価額でも十分に利益が上がるのが明らかであるからではないか。誰がどのようにその割合を決めるのか。
2. くじの方法は、どのようになっているか。
3. については、あまり低い価格では、公契約の観点から好ましくないため、すべて5分の4にしている。
4. については、あいち電子自治体推進協議会のシステムで電子的なくじを利用している。

とのことでした。

　今後も、引き続き、調べていきたいと思います。

（３）厚生・文教常任委員会協議会で、平成27年度から、これまで保健センターで行っていた特定健康診査を医療機関でも受けられるように予定していた（新年度予算事業）が、「医師会との行き違いで頓挫した」との説明があり、市民窓口課長が謝罪しました。

　私自身は、同委員会の委員ではありませんが、ことの重大さゆえ、協議会における謝罪で済む話ではないと議長に申入れを行い、同時に、経過がわかる文書を資料要求しました。

（４）全員協議会で、一宮春日井線高架下のいわゆるローラースケート場建設事業（新年度予算事業）の図面ができたということで説明を受けました。私から、「利用者や地元の市民の意見を聞いて設計したのか」という質問をしたところ、「聞いていない。今後、説明しに行く。」との答弁でした。会議後も、再度、担当部署に市民の声を聞く必要性を訴えましたが、「1500万円程度の事業で市民の声を聞いてやっていたら、事業が進まない。」と一蹴。市民や議会を軽視している姿勢が浮き彫りになりました。